

設 計 書	
令和8年度 08農集修繕第3号 四羽出地区農業集落排水処理場 自動微細目スクリーンNo.1取替修繕 08-55NS-03 大館市櫃崎字大道下5番地6地内 此修繕費一金 円也	
修 繕 概 要	自動微細目スクリーン取替 ・自動微細目スクリーンNo.1取替 一 式
	大 館 市

本工事費内訳書（本01）

工事名	四羽出地区農業集落排水処理場 自動微細目スクリーンNo.1取替修繕 08-55NS-03				事業区分 工事区分	下水道 処理場・ポンプ場	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
処理場・ポンプ場		式	1				
処理場		式	1				
自動微細目スクリーン取替		式	1				
機器費		式	1				内 1号
労務費		式	1				内 2号
撤去品処分費		式	1				内 3号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				

本工事費内訳書 (本01)

[illegible]

特記仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という）及び、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会「農業集落排水施設設計指針 汚水処理施設編」に基づき実施するものとする。

第2節 検査・品質管理

1. 段階確認

共通仕様書第1編土木工事共通編「1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等」に基づき段階確認を行う工種として、次の工種を追加するものとする。

工種	細別	確認時期	確認項目
場内機械設備工	自動微細目スクリーン	現場納入時	材料検収（数量等）
		撤去完了時	撤去資材確認（数量等）
		完了時	据付状況の適否・動作確認等

2. 施工管理及び出来形管理

本工事に用いる施工管理及び出来形管理は、「農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）」を用いるものとする。

第2章 機械設備仕様

第1節 一般事項

機器における留意事項については次のとおりとする。

1. 当施設の処理方式は以下のとおりである。
流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式（JARUS-Ⅲ₉₀型（2系列））
2. 本工事に使用する機器は、JIS又はその他関連する規格、基準に合格した製品を使用すること。

第2節 機器仕様

自動微細目スクリーンの主要諸元については別紙参考図のとおりである。

第3章 据付

第1節 一般事項

1. 受注者は、承諾された設計図書等を基に、規定の許容差内に正確に据付しなければならない。
2. 据付にあたっては作業員の安全教育の徹底を図り、機材の状態及び場内の環境を点検し、人身事故並びに施設損傷等の絶無を期するとともに、第三者への防災にも万全の措置を講ずるものとする。

第2節 据付工事

1. 自動微細目スクリーンの据付において、既存機器を清掃、撤去した後に同じ位置に据付するものとする。
2. 機器を設置する際、既設構造物等に損傷を与えないように留意するものとする。
3. 機器の据付調整及び試運転等に際しては、メーカーからの指示事項を基に実施するものとする。

第4章 提出書類

第1節 完成図書

受注者は、工事完成後に次に示す図書を一括ファイルして完成図書とし、提出しなければならない。

1. 製品仕様書
2. 取扱説明書及び保守要領書
3. その他監督職員の指示した図書

第5章 その他

第1節 一 週休2日制工事の対象

本工事は、大館市週休2日制工事の対象である。工事の実施については、「大館市週休2日制工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書及びその他関連図書を参考とし、かつ以下の事項について、施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 ー 積算基準

1. 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

2. 積算基準

工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。

- ① 土木工事標準積算基準書（共通編）秋田県建設部 令和7年10月以降適用
- ② 農業集落排水施設標準積算指針

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

第1節 ー 工程関係

1. 施工時期、時間・施工方法の制限事項

- ① 本工事は、屋内施工により冬期及び屋外工事の歩掛補正は適用しません。
- ② 工事用除雪については計上しません。

第2節 ー 用地関係

1. 当工事は処理場内のみの施工により、施工上用地に伴う協議はありません。

第3節 ー 公害関係

1. 既存機器等の清掃等による汚物は、場外へ放流せず場内処理又は適正な処理をして下さい。

第4節 ー 安全対策関係

1. 場内の環境及び汚物等による作業員への影響に留意し施工して下さい。

第5節 ー 工事支障物関係

1. 当工事による支障物件はありません。

第6節 ー 建設副産物関係

1. 本工事で既存機器取替に伴う処分については、県内の鉄鋼類を取扱う産業廃棄物処理施設にて適正に処理して下さい。

第7節 ー その他

1. 本工事において、施工条件及び設計図書に明示されていなかった新たな事項が発生した場合は、別途協議するものとします。
2. 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。
工期内において週休2日（4週8休以上）に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて清算変更時に労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費の補正を見直します。
4週8休に満たない場合は補正は行いません。